



〒541-0051

大阪府大阪市中央区備後町4丁目1-3

御堂筋三井ビルディング 1階

TEL 06-6201-0317

<https://www.nishikawa.or.jp/>

胚凍結説明書

体外受精で得られた胚のうち、移植しなかった余剰胚を凍結保存しておくことで、後日状態を整えてから移植することができます。凍結胚の利用により、卵巢過剰刺激症候群の予防や、採卵周期当たりの妊娠率を向上させることができます。凍結は、超急速冷却により細胞内外を原子配列が不規則で結晶構造を取らない非結晶状態に固化(ガラス化)させる、ガラス化法で行います。以下で胚凍結につき説明いたします。下記の内容をご確認いただき、胚凍結同意書をご提出ください。

- 保険診療での胚移植は、39歳以下の方は6回まで、40歳以上43歳未満の方は3回までとなります。胚移植は基本的に単一胚移植となるため、1周期で凍結する胚は、39歳以下の方は6個まで、40歳以上43歳未満の方は3個までとさせていただきます。
- 胚の凍結は前核期から胚盤胞期の間で実施します。胚凍結の際は、複数の胚をまとめて凍結することがあります。この場合、顕微授精から得られた胚と体外受精で得られた胚は区別せずに凍結します。
- 保険診療上、移植回数の上限が決まっているため、全ての胚を凍結するわけではありません。胚の形態的なグレード評価で凍結を行うか決定します。凍結の基準については別紙をご参照ください。
- 保険診療上、凍結胚が残っている場合には次の採卵を実施することができません。
- 凍結胚は、融解後すべてが回復、生存していないことがあります。また凍結時と融解後移植前の胚は発育によりグレードが異なる場合があります。
- 胚凍結の料金は保険診療で定められた通りですが、凍結の個数などにより支払額が異なります。
- 胚凍結後、移植していない胚については1年ごとに延長手続きが必要となります。凍結の延長については別紙をご参照ください。期間を過ぎても延長手続きがされない場合、通知の上破棄を行うことがあります。
- 凍結胚の破棄のお申し出があった場合、文書で確認した後、直ちに凍結胚の破棄を行います。
- ご夫婦のどちらかが亡くなられた場合、直ちに凍結胚の破棄を行います。
- ご不明な点や質問事項がありましたら、診察の際に医師までご確認ください。

施設責任者 西川吉伸